

総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格の算定に当たり、既に諸経費が含まれている技術者料金を用いる場合の具体的な積算方法を周知することなどにより、予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの

|                                                 |   |                                           |                        |             |
|-------------------------------------------------|---|-------------------------------------------|------------------------|-------------|
| 科                                               | 目 | 一般会計                                      | (組織) 矯正官署              | (項) 矯正管理業務費 |
| 部                                               | 局 | 等                                         | 法務本省、5矯正施設             |             |
| 総合警備システム等の更新整備契約等の概要                            |   | 総合警備システム等の経年劣化による機能低下を防止するための更新整備等を実施するもの |                        |             |
| 検査の対象とした更新整備契約等の件数及び契約額                         |   | 185件                                      | 53億0870万余円 (令和4年度～7年度) |             |
| 上記のうち技術者料金に係る諸経費を予定価格に重複して計上していた更新整備契約等の件数及び契約額 |   | 8件                                        | 10億2377万余円             |             |
| 上記の更新整備契約等に係る諸経費の積算額                            |   | 2億2008万余円                                 |                        |             |
| 低減できた諸経費の積算額                                    |   | 1億3980万円 (令和4年度～7年度)                      |                        |             |

## 1 総合警備システム等の更新整備契約等の概要

### (1) 矯正施設における総合警備システム等の概要

法務省は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号）、少年院法（平成26年法律第58号）又は少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に

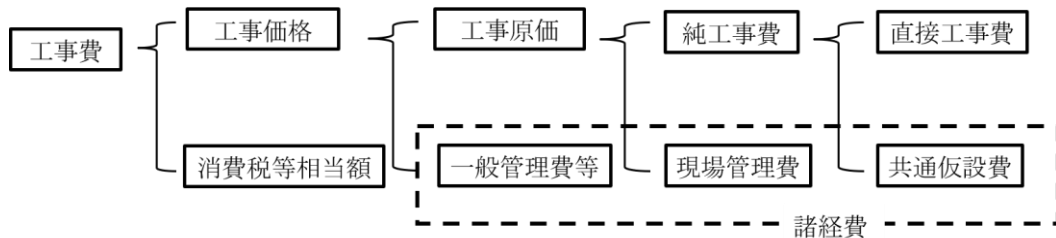
基づき、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所（以下、これらを合わせて「矯正施設」という。）の管理運営を行っている。同省は、矯正施設の保安警備力の強化を図るために、監視システム、防犯線システム等により構成される総合警備システムのほか、これに連携する非常電鈴設備等（以下、これらを合わせて「総合警備システム等」という。）を整備している。そして、同省は、令和3年12月に策定した「総合警備システム整備方針」に基づくなどして、総合警備システム等について、経年劣化による機能低下を防止するなどのための更新整備（新たなシステムの構築等のソフトウェア開発等を含む。）及び安全かつ効率的な運用・管理を図るための保守点検を実施している。

## (2) 更新整備契約等に係る予定価格の算定

総合警備システム等の更新整備契約及び保守点検業務契約（以下、これらを合わせて「更新整備契約等」という。）について、各矯正施設は、仕様書等を基に、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事積算基準」（平成15年国営計第196号）等を用いて費用ごとに区分して積み上げる方法等により、予定価格を算定している。

公共建築工事積算基準を用いる場合は、材料費、労務費、機械器具費等の直接工事費を算出し、これに、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に相当する額を諸経費として加えるなどして工事費を算定している（図参照）。そして、共通仮設費は、直接工事費に所定の率を、現場管理費は、直接工事費と共通仮設費を合算した純工事費に所定の率を、一般管理費等は、純工事費と現場管理費を合算した工事原価に所定の率をそれぞれ乗ずるなどして算出している。

図 工事費の構成



各矯正施設は、直接工事費等を費用ごとに区分して積み上げる方法により予定価格を算定する場合に用いる材料費、労務費、機械器具費等の単価及び価格（以下「価格等」という。）について、市販の積算参考資料（以下「積算参考資料」という。）に掲載されている価格等、インターネット等において公表されている販売会社等の価格等、過去に同種案件を受注したことがある複数の業者から徴した参考見積りのうち最も低い価格等、又はこれらを比較して最も低い価格等を採用するなどしている。

直接工事費等のうち、ソフトウェア開発業務及びシステム運用・管理業務（以下「ソフトウェア開発業務等」という。）に係る費用については、積算参考資料に掲載されているソフトウェア開発業務等の技術者料金（以下「技術者料金」という。）を用いて算出することもある。技術者料金には、ソフトウェア開発業務等に従事する技術者の人件費のほか諸経費が含まれるものもある。

## 2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、経済性等の観点から、総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格の算定が適切に行われているかなどに着眼して、4年度から7年度までの間に各矯正施設

が締結した契約（契約額が250万円未満のものは除く。）のうち、5年度から7年度までの間に履行が完了した94矯正施設<sup>(注1)</sup>に係る総合警備システム等の更新整備契約等計185件、契約額計53億0870万余円を対象として、法務本省及び15矯正施設において、契約書、仕様書、予定価格調書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の94矯正施設から調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注1) 94矯正施設 45刑務所、6少年刑務所、6拘置所、15少年院、22少年鑑別所

(検査の結果)

検査したところ、上記の94矯正施設に係る総合警備システム等の更新整備契約等185件のうち、67矯正施設の122件については、積算参考資料に掲載されている価格等を用いるなどして、直接工事費等を費用ごとに区分して積み上げる方法により予定価格を算定していた。このうち5矯正施設<sup>(注2)</sup>の8件（契約額計10億2377万余円）については、積算参考資料に掲載されている技術者料金を用いるなどして直接工事費等を算出した上で、これに所定の率を乗じて算出した諸経費を計上するなどして予定価格を計10億8469万余円（うち諸経費の積算額計2億2008万余円）と算定していた。

しかし、5矯正施設が積算に用いた技術者料金は、既に諸経費が含まれているものであったことから、技術者料金に係る諸経費が予定価格に重複して計上されていた。

(注2) 5矯正施設 札幌、府中両刑務所、東京、立川、大阪各拘置所

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

東京拘置所は、令和7年5月に、「東京拘置所外構センサ等更新整備一式」に係る契約を契

約額2億1120万円で締結している。この契約は、同拘置所に設置されている総合警備監視システムのうち外構センサ関連の機器を更新するとともに、外構センサ監視制御システムを設計・開発するなどして新たに構築し、総合警備監視システムと連携させることにより、機能の集約・効率化を行うものである。

本件契約の予定価格の算定に当たり、同拘置所は、ソフトウェア開発業務に係る費用については積算参考資料に掲載されている技術者料金を用いるなどして直接工事費を算出した上で、これに所定の率を乗じて諸経費を3969万余円と算出するなどして、予定価格を2億1339万余円と算定していた。

しかし、同拘置所が積算に用いた技術者料金は、既に諸経費が含まれているものであったことから、技術者料金に係る諸経費が予定価格に重複して計上されていた。

上記の諸経費に係る積算額3969万余円について、技術者料金に係る諸経費を計上しないこととして修正計算すると、747万余円となり、積算額を3222万余円低減できることになる。

このように、総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格の算定に当たり、既に諸経費が含まれている技術者料金を用いる場合に、技術者料金に係る諸経費を予定価格に重複して計上していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(低減できた積算額)

更新整備契約等8件の予定価格の算定における諸経費の積算額2億2008万余円について、既に諸経費が含まれている技術者料金に係る諸経費を計上しないこととして修正計算すると、計8019万余円となり、積算額を約1億3980万円低減できたと認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、5矯正施設において、積算参考資料に掲載されている技術者料金の内容の確認が十分でなかったことにもよるが、法務本省において、既に諸経費が含まれている技術者料金を用いてソフトウェア開発業務等に係る費用を算出する場合の積算方法を具体的に示すなどの指導が十分でなかったことなどによると認めら

れた。

### 3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、法務本省は、8年8月に各矯正施設等に対して事務連絡を発出して、総合警備システム等の更新整備契約等に係る予定価格が適切に算定されるよう、既に諸経費が含まれている技術者料金を用いてソフトウェア開発業務等に係る費用を算出する場合の具体的な積算方法を周知するなどの処置を講じた。